

「観光活性化標識ガイドライン」 パイロットケース 応募要領

1. パイロットケースの目的

国土交通省では、案内標識の現状と課題を整理・分析して、道路、河川、公園、交通機関及び観光施設等に設置されている案内標識の表記方法や計画・設置等の基本的考え方を定めた「観光活性化標識ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を取りまとめ、平成17年6月に公表しました。

そこで、実際にモデル的な地域でガイドラインに沿った案内標識整備計画の策定を支援して他の地域の範となるような案内標識の先進的な事例をつくるとともに、案内標識整備計画の策定の過程で改善すべき点があればガイドラインに反映させることを目的として、パイロットケースを実施します。

2. 応募要件

以下の要件をすべて満たす市町村・地域(複数市町村で構成される)が対象となります。

- ① 他の地域に誇れる観光資源を有している。
- ② ビジット・ジャパン・キャンペーンの地方連携事業に取り組むなど、訪日外国人誘致に向け積極的に活動している。
- ③ 地域の関係者の協力ないし理解が得られる見込みがある。
- ④ 昨年度実施した「観光活性化標識ガイドラインの策定における共同点検」の実施地域、または地域再生計画のうち、「案内標識に関するガイドラインの策定」(支援措置番号230007)の認定を受けている地域である。
- ⑤ 案内標識の現状に関して問題意識を有しており、その改善に対して関心を持っている。
- ⑥ 平成18年度から概ね5年以内に、徒歩や公共交通機関で移動する観光客を対象とした標識整備を実施する予定がある。

3. パイロットケースでの実施事項

パイロットケースでは以下の事項を実施して頂きます。

(1) 観光地内での案内標識整備計画の策定及び改善点の抽出

(2)で設置する協議会において、ガイドラインに沿った観光地内での案内標識の整備計画を策定するほか、策定の過程でガイドラインを改善すべき点があれば、それを整理していただきます。

（２）協議会の設置

ガイドラインでは、地域の関係者による協議会（地域のマネジメント組織）を組織し、地域全体の案内に関する基本方針や案内標識の整備方針等を検討することになっています。

パイロットケースでも協議会を組織していただき、その中で実際に検討を行ないます。標準的な協議会の構成員は以下のとおりとします。

- ・市町村
- ・都道府県
- ・観光関係団体・事業者
- ・観光振興を行うNPO団体等
- ・公共交通事業者
- ・有識者
- ・国土交通省（地方整備局、地方運輸局） 等

なお、有識者として、国土交通省がガイドラインの取りまとめに際して開催した「観光活性化標識ガイドライン検討会」委員の方々の参画をお願いする場合があります。

４．パイロットケース応募のための提出書類

パイロットケースの応募に際しては、「２．応募要件」を満たす市町村・地域が、「パイロットケース応募申請書」を別紙様式に従って作成し、「５．応募期間」内に最寄りの「９．国土交通省担当窓口」に提出して下さい。

５．応募期間

平成１７年６月３０日（月）から平成１７年７月２９日（金）までとします。
郵送による場合は、期間内に届くように送付して下さい。

６．パイロットケースの選定

国土交通省が応募申請書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、選定するか否かを決定します。なお、選定数は３市町村・地域程度とします。

選定された場合は、各担当窓口を通じて、応募した市町村・地域へ通知を行います。

選定されなかった場合は、各担当窓口を通じて、非選定理由とあわせて応募した市町村・地域へ通知を行います。

７．パイロットケース実施の利点

パイロットケースを実施した場合、以下のような利点があります。

- ① 協議会の構成員の一員として、観光活性化標識ガイドライン検討会の委員が加わった場合、ガイドラインに沿った助言を受けることができる。
- ② ガイドラインに沿った整備方針等の先駆事例として記者発表等を通じて全国に紹介される。
- ③ 国の施策や各種制度等に精通した国土交通省の地方支分部局の職員が全面的にサポートするため、他地域の検討状況等を踏まえつつ、実効性のあ

る計画づくりが可能となる。

8. その他応募にあたっての留意事項

ガイドライン及び応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/hyoshiki/index.htm>)

9. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課	
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311
北海道運輸局企画振興部観光振興課	
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2723
東北地方整備局企画部企画課	
〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15	022-225-2171
東北運輸局企画振興部観光振興課	
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7510
関東地方整備局企画部広域計画課	
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1330
関東運輸局企画振興部観光振興課	
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57	045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課	
〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2	025-266-1171
北陸信越運輸局企画部観光振興課	
〒950-8537 新潟市万代2-2-1	025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課	
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8129
中部運輸局企画振興部観光振興課	
〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8009
近畿地方整備局企画部企画課	
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141
近畿運輸局企画振興部観光振興課	
〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課	
〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30	082-511-6120
中国運輸局企画振興部観光振興課	
〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課	
〒760-8554 高松市福岡町4-26-32	087-851-8061
四国運輸局企画振興部観光振興課	
〒760-0068 高松市松島町1-17-33	087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課	
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331

九州運輸局企画振興部観光振興課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 092-472-2920

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課

〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 098-866-0090

沖縄総合事務局運輸部企画室

〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 098-866-0064

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。